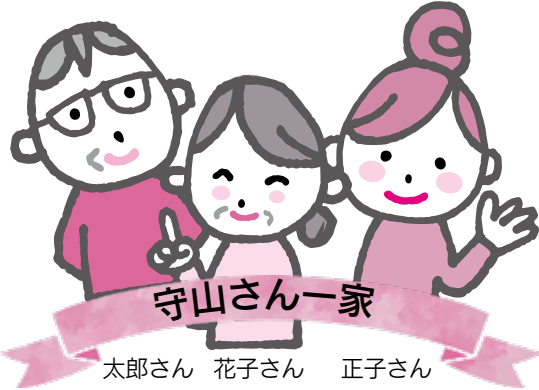


教えて!!

～介護サービスを使うには～

⑤



介護が必要にならないよう頑張る決意をした太郎さん。

でも、いざという時のために、もっとちゃんと知っておきたいようです。



太郎さん

被保険者証を提示すれば、元気なうちからサービスを受けられるのかな？

サービスを使うには、介護の認定を受ける必要があります。

介護が認定されるのはどんな時なの？

◆介護認定の条件

◇65歳以上の方は、日常生活の支援や介護が必要になった時に認定を受けます。

◇40～64歳の方は、特定の病気が原因で介護や支援が必要になった時に認定を受けます。

※心身の状態によって介護度を決める必要があります。まずは相談してください。



花子さん



正子さん

どこへ相談すればいいのかしら？

最寄りの地域包括支援センターや介護保険課、かかりつけのお医者さんに相談してください。

☎介護保険課 ☎・☎(582)1127 ☎(581)0203

農地中間管理機構を活用しませんか ～2回目の受付が始まります～

☎農政課 ☎・☎(582)1130 ☎(582)1166

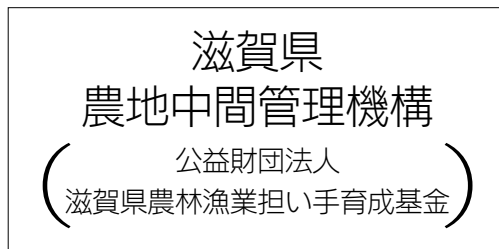
JAおうみ富士守山営農センター ☎・☎(585)4385 ☎(585)2784

農地中間管理機構として、滋賀県知事より指定を受けた公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が、ルールに基づき、**出し手**(貸付け希望者)から出された農業振興地域内の農用地などの貸付けの可能性を判断し、適切な**受け手**(借受け希望者)への貸付けを決定します。

メリット

農地の出し手：知事指定の機関なので安心して貸し出せます。

農地の受け手：まとまった使いやすい農地が借りられます。



出し手：11月10日(火)までに、申請書などを農政課またはJAおうみ富士守山営農センターへ提出。

受け手：随時申請書を農政課またはJAおうみ富士守山営農センターへ提出。ただし、今回募集された貸付農地を借り受けたい場合は、11月24日(火)までに申請書などを農政課またはJAおうみ富士守山営農センターへ提出。いずれも申請書などは公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金のホームページからダウンロード、または農政課、JAおうみ富士守山営農センターに設置。



ホームページ